

# 加古川市児童クラブにおける医療的ケア実施要綱

令和5年1月31日

教育指導部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。）第6条第2項に基づき、児童クラブに在籍し、医療的ケアを行う看護師等による児童クラブでの医療的ケアの実施を希望する児童において、実施する医療的ケアに関する内容や手続き等に関し、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療的ケア 主治医等の指示に基づき児童クラブにおいて実施される、疾病等の治療を目的としない児童が日常生活を営むために必要な医療行為であって、次のアからオまでに掲げるものをいう。

ア 経管栄養

イ 痰の吸引

ウ 導尿

エ 酸素療法

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が実施を認めた医療的ケア

(2) 医療的ケア児 前号に規定する医療的ケアを要する状態にある児童クラブの利用を希望している児童をいう。

(医療的ケア実施の申込み)

第3条 児童クラブにおける医療的ケアの実施を希望する保護者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 医療的ケア実施申請書（様式第1号）

(2) 主治医等指示書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(検討会議)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、児童クラブにおいて医療的ケアを安全かつ適正に実施するために、速やかに医療的ケア児支援検討会議（以下「検討会議」という。）を開催するものとする。

2 検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 社会教育課長
- (2) 社会教育課副課長
- (3) 社会教育課放課後児童支援係長
- (4) その他社会教育課長が指定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 検討会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児による児童クラブでの集団生活の可否
- (2) 医療的ケア実施の可否
- (3) 前2号に掲げるもののほか、医療的ケア児による児童クラブの利用及び医療的ケア実施に必要な事項  
(実施の決定)

第5条 児童クラブ利用に係る医療的ケアの実施の可否については、検討会議の結果を踏まえて、市長が決定する。

2 市長は、前項の規定に基づき、医療的ケアの実施を可能とするときは医療的ケア実施決定通知書（様式第3号）により、医療的ケアを実施することができないときは医療的ケア実施回答書（様式第4号）により、児童の保護者に通知するものとする。

3 前項の医療的ケア実施決定通知書による決定を受けた児童の保護者は、医療的ケアの内容を変更するときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 医療的ケア利用変更申請書（様式第5号）
- (2) 主治医等指示書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項の規定による申請があった場合における医療的ケアの実施については、前条

第1項、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「医療的ケア実施決定通知書」とあるのは「医療的ケア利用変更実施通知書（様式第6号）」と、「医療的ケア実施回答書」とあるのは「医療的ケア変更実施回答書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（医療的ケア実施の承諾）

第6条 前条第2項に規定する実施決定通知をうけた保護者は医療的ケア実施承諾書（様式第8号）を、前条第4項の規定において準用する同条第2項の規定による実施決定通知を受けた保護者は医療的ケア変更実施承諾書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（医療的ケア実施決定の取消等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブを利用する児童（以下「利用児童」という。）の医療的ケア実施を一時停止させ、又は決定を取り消すことができる。

- （1） 利用児童が加古川市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成26年規則第54号。以下「規則」という。）第5条の規定に該当したとき。
- （2） 利用児童が虚偽又は不正な手段により、実施の決定を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、市長が医療的ケアの実施を一時停止させ、又は決定を取り消す必要があると認めたとき。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。